

練馬区産業資金 融資あっせん申込書 (様式6)

練馬区長 殿

私(私の代表する法人または団体)は練馬区産業融資資金あっせん制度について、同意事項に同意のうえ必要書類を添えて以下のとおり申し込みます。

名 称	資金限度額	金利利用者負担	区負担
緊急経営支援特別貸付	1,000 万円	0.2%	1.8%
・貸付期間(据置期間 24 月以内を含む)は7年以内です。 ・信用保証料等については、区が全額負担します。			

申 込 日	令和 年 月 日	貸 付 種 類
フリガナ		緊急経営支援 特別貸付
事業者名称 ・法人名称 ・個人事業主の主たる事業所商号屋号		
事業所所在地 ・法人本店所在地 ・個人事業主の主たる事業所所在地	〒	
電話番号		
フリガナ		
代表者氏名 ・個人事業主の氏名		法人は実印 印 個人事業者は認印可
代表者住所 ・個人事業主の住所	〒	
電話番号		
区内営業開始月	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月	
事業内容 ※複数記入可	<input type="checkbox"/> 製造業(1000) <input type="checkbox"/> 卸売業(2000) <input type="checkbox"/> 小売業(2100) <input type="checkbox"/> 飲食業(2200) <input type="checkbox"/> サービス業(2300) <input type="checkbox"/> 運輸通信業(2400) <input type="checkbox"/> 建設業(2500) <input type="checkbox"/> 不動産業(9000) <input type="checkbox"/> その他	
事業に必要な許認可等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 認可 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> その他( )	
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> その他	資本金[                  万円] 役員[                  人] 従業員[                  人] ※従業員は家族・役員を含まない。パート等でも経営上不可欠な人員を含む。
紹介金融機関支店名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 支店	
確認書類	<input type="checkbox"/> 該当届(金融機関代行用) <input type="checkbox"/> 該当届(事業者申請用)と直近の1か月の売上が確認できる資料等 <input type="checkbox"/> 直近の1か月と前年同月の売上が確認できる資料等 ※詳細は裏面の【主な必要書類】の7をご確認ください。	
申込金額 貸付期間	運転資金 1,000 万円以内 万円 (据置期間含む)	か月
同意事項	・私の住民記録情報および区税の納付状況を区が確認すること。 ・東京信用保証協会および取扱金融機関等に対し、信用保証に関する私の個人または法人情報を提供しまたは提供を受けること。また、信用保証料の補助について、繰上げ償還等により保証協会等から返戻があった場合には、区の補助した割合に応じて信用保証料を区に返金すること。 ・申込み時に提出した書類を返却しないこと。	

※自署により作成してください。(フリクションペン不可) 訂正の際は、二重線を引き訂正印を押してください。捨て印での訂正不可。  
 ※1年以上、金融機関から回答票の提出がない場合は、「辞退」として取り扱います。

< 区 記 入 欄 > №. ( )

決算期	令和 年 月 ~ 年 月	売上高(収入額)	円
所得額・住民税	<input type="checkbox"/> 法人住民税 中間/確定 年度 普/特 期迄	<input type="checkbox"/> 法人当期利益	円
	<input type="checkbox"/> 個人住民税	<input type="checkbox"/> 個人年間所得	円
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税 (軽自 円)	既往貸付残高	万円
売上	直近 円 前年 円	減少額	円
利益率	総利益・営業利益 直近 % 前年 %	減少率	%

## ■ 融資実行までの流れ

※金融機関の審査により、融資の可否・金額が決定されます。

金融機関への事前の相談をおすすめします。

①融資係宛に申込書、必要書類を郵送する。

※いただいた書類は返却しません。レターパックライトとチェックリストの同封をお願いします。

※不明点等ありましたら、事前に電話(03-5984-2673)でご確認ください。

②要件等の確認後、紹介票を発行し、順次郵送します。

③紹介票と必要書類をもって金融機関へ融資を申し込んでください。

## ■ 保証料の補助について

融資実行の翌月 20 日頃に信用保証料の補助金のお知らせを郵送します。(金融機関からの報告の時期によって翌々月になることもあります。)締切日までに返送のあったものについては、締切日 同月 25 日にお支払いします。

## ■ 主な必要書類等

※書類は返却しませんので、押印のある書類以外は全てコピーをお送りください。

事業の様態や組織形態等により、その他の書類が必要となる場合があります。

	個人事業主	法人
1	申込書(HP からダウンロードしてください) 実印または認印を押印 ※スタンプ印は不可	法人の代表者印(実印)を押印
2	直近の確定申告書(税務署または青色申告会の受付印のあるもの、電子申告の場合は受信通知の添付のあるもの。税務署の受付が確認できない場合は、所得税(個人)・法人税の納税証明書(その2)が必要です)と決算書類一式(別表、決算書、勘定科目内訳明細書等含む) 練馬東税務署 03-6371-2332 練馬西税務署 03-3867-9711	確定申告書と決算書類一式 ※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿)、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
	・ 白色申告の方は確定申告書と内訳書の控え ・ 青色申告の方は確定申告書と決算書(または現金出納帳等の簡易帳簿)の控え	
	住民税・軽自動車税の領収書等	法人住民税の納税証明書
3	・ 1月1日(1~6月中は前年1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 ・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4~6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	・ 都税事務所等で発行した、直近の決算にかかる法人住民税の納税証明書が必要です。(領収書、納付確認書等では受付できません。)  ※ 収益事業を行っていない特定非営利活動法人は、免除を受けている証明書が必要です。  ● 練馬都税事務所(03-3993-2261)
4	印鑑(実印または認印ースタンプ印は不可)	法人の代表印(実印)
5	住民票(練馬区に住民登録がある方は不要) ※発行から3か月以内のもの	履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のもの ※住所移転、法人名・代表者変更等の変更申請を行っていること
6	有効な許認可証・開設届等(飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ) ※住所移転、法人名・代表者変更等の変更申請を行っていること	
7	・金融機関代行申請の場合 金融機関確認欄に記入の上、押印のある該当届(緊急経営支援特別貸付・金融機関代行用) ・事業者からの申請の場合 (1)既に影響を受けて売上高または利益率(売上総利益率または営業利益率)が減少している場合は、直近の1か月と前年同月の売上額または利益率(売上総利益率または営業利益率)が客観的に確認できる資料(月次試算表・法人事業概況説明書・帳簿等。簡易な表計算ソフトで作成されたものは取扱できません。)(前年同月にすでに影響を受けている場合は、前々年等影響を受ける直前の同月との比較ができます。) (2)これから影響を受けることが予想される場合は、該当届(緊急経営支援特別貸付・事業者申請用)と、直近の1か月の売上等が客観的に確認できる資料(月次試算表・法人事業概況説明書・帳簿等。簡易な表計算ソフトで作成されたものは取扱できません。)	
8	代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し(練馬区に住民登録がある方は不要)※最新情報のもの	
9	※必要に応じ 返信用レターパックライト、郵送用チェックリスト(HP からダウンロードしてください)	